

# 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 事業者向け支援施策のお知らせ

## □ 月次支援金



国

支援金

対象者	下記の給付要件①と②を満たせば、業種、地域を問わず給付対象となり得ます
給付要件	①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、 <b>飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響</b> を受けていること ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて <b>月間売上が2019年または2020年の同月と比べて50%以上減少</b> していること
給付金額	<b>中小法人等 上限20万円／月</b> 、 <b>個人事業者等 上限10万円／月</b> (2019年または2020年の基準月の売上一2021年の対象月の売上)
申請期間	8月分 ⇒ <b>10月31日締切</b> (事前確認は <b>10月26日締切</b> ) 9月分 ⇒ <b>11月30日締切</b> (事前確認は <b>11月25日締切</b> )

※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「**協力金**」の支給対象となっている**事業者は給付対象外**です。

※はじめて申請する場合は、**登録確認機関(商工会、金融機関など)**での事前確認が必要です。

## □ 宮城県時短要請等関連事業者支援金



宮城県

支援金

概要	<b>8月及び9月</b> の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の営業時間短縮の協力要請や不要不急の外出・移動の自粛要請により、事業活動に影響を受けた事業者で、 <b>国の支援制度の対象にならない事業者に対し、支援金を支給</b> します。
対象者	飲食店の営業時間短縮又は外出・移動自粛の影響を受けた、県内に本社・本店を有する中小企業・小規模事業者等で次の要件をすべて満たす方 ・8月又は9月の売上が前年又は前々年の同月比で <b>30%以上50%未満減少</b> している ( <b>50%以上減少している場合は国の月次支援金の対象であり支給対象外となります</b> ) ・8月、9月の売上の減少合計が、 <b>法人20万円以上、個人10万円以上</b> であること ・宮城県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(第8期、第9期)及び【飲食店】(第10期、第11期)の支給対象になっていないこと 等
給付額	法人: <b>20万円</b> 個人事業者: <b>10万円</b> (定額)
申請期間	令和3年 <b>10月1日(金)</b> ~ <b>11月30日(火)</b> ※当日消印有効 ※予算上限に達する見込みとなった場合、受付を終了する場合があります

※**4月及び5月**の受付期間が延長されました

当初:**令和3年7月21日(水)** ~ **9月21日(火)**

**延長後:令和3年7月21日(水) ~ 11月30日(火)** ※当日消印有効

期限  
延長



自社が該当するか分からない? 申請方法が分からない?  
お困りの際は商工会までお気軽にお尋ねください。



みやぎ北上商工会

最新の情報はホームページへ



裏面もご覧ください

## □ ウィズコロナ対応環境構築支援補助金



登米市

補助金

対象者	市内に事業所を有する中小企業者・小規模企業者(宗教、政治団体等、一部の業種を除く) ※市税の未納がない等の要件があります。
対象事業	<b>令和2年4月7日以降</b> に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飛沫感染防止アクリルパネルの購入などに要した経費の一部を補助します。《 <b>令和2年4月7日まで遡及適用あり</b> 》 ただし、 <b>飲食サービス業については宮城県の「飲食店感染予防環境整備支援事業」の適用開始日である、令和3年5月7日以前購入分に限り</b> ます。
補助対象	飛沫感染防止アクリルパネル、自動検温器、自動手指消毒機器、CO <sub>2</sub> センサー、換気機能付きエアコン、トイレ自動水洗化、非接触型体温測定器、テレビ会議システムなど
補助金額等	補助金額： <b>上限20万円(下限3万円)</b> 補助率： <b>2/3以内</b>
申請期間	令和3年 <b>7月26日(月)</b> ~ 令和3年 <b>12月28日(火)</b>



## □ ビジネスサポート給付金

登米市

給付金

事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している事業者に対し、 <b>1事業者当たり、一律15万円</b> を交付します。
交付対象者	下記の①~⑤を全て満たすこと ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から同年9月までの間、連続する3ヶ月間の平均事業収入が、令和元年又は令和2年の同期間の平均事業収入と比較して <b>15万円以上、かつ、30%以上減少</b> している事業者 ②年間の事業収入が100万円以上である事業者 ③登米市新型コロナウイルス感染症拡大防止 <b>協力金(令和3年度に実施したもの)</b> を受給していない事業者 ④【 <b>個人事業主</b> 】主たる事業収入が給与、年金、不動産等でない事業者 ⑤市税の未納がない事業者 ◎法人の場合 ・市内に主たる事業所を有する方 ◎個人事業主の場合 ・市内に主たる事業所を有する方 ・主たる収入が雇用契約によらない業務委託契約等による事業収入であり、かつ、市内に住所を有する方
対象業種	日本産業分類における大分類のうち、次に掲げる分類に該当する事業者 ・鉱業、砕石業、砂利採取業 ・不動産業、物品賃貸業 ・建設業 ・金融業、保険業 ・学術研究、専門・技術サービス業 ・宿泊業・飲食サービス業 ・教育、学習支援業 ・電気・ガス・熱供給・水道業 ・生活関連サービス業、娯楽業 ・情報通信業 ・運輸業、郵便業 ・医療、福祉 ・卸売業、小売業 ・複合サービス業 ・製造業 ・サービス業(他に分類されないもの)(政治・経済・文化団体、宗教を除く)
申請期間	<b>令和3年10月18日(月)</b> ~ <b>令和4年 1月31日(月)</b> ※申請は原則郵送

